

広島市告示（西区）第46号
令和 8年 6月10日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實
（西区建設部維持管理課）

名 称	所 在 地	供用開始の期日	区 域
己斐中第三公園	広島市西区己斐中一丁目地内	令和 8年 6月10日	別紙図面のとおりに

位置図

